

(生 98) (保 298) (介 166)

令和 2 年 12 月 22 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥 裕

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

日医かかりつけ医機能研修制度 令和 2 年度修了申請（令和 3 年度証書発行分）に関する
特例措置について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 11 月 17 日付（生 81）（保 260）（介 152）文書において、令和 2 年度修了申請（令和 3 年度証書発行分）に関する受付のお願いをさせていただいたところです。

しかしながら、本来であれば令和 2 年度修了申請を行う予定であった医師のうち、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和 2 年に応用研修会を受講することができなかった医師もいることから、都道府県医師会のご判断により、以下の条件に該当する医師については、令和 3 年 12 月 31 日までに応用研修会を受講する予定であることをもって、令和 2 年度修了申請において暫定的に応用研修単位を付与（以下、特例措置）することを可能とすることといたしましたのでご連絡申し上げます。

【条件】

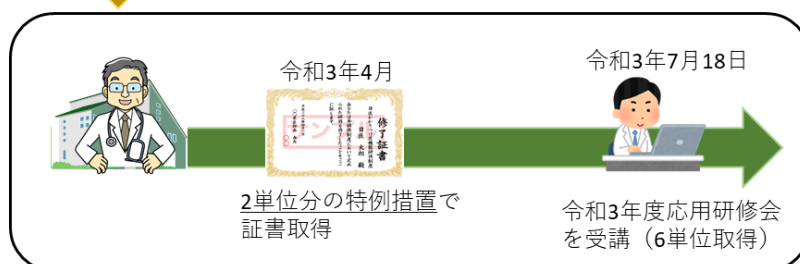
- ・令和 2 年度修了申請を行うことを希望している。
- ・令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの間に応用研修会の受講機会を十分に得ることができなかった。
- ・平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの間に応用研修単位（「関連する他の研修会」を含む）を 1 単位以上取得している。
（令和 2 年度修了申請を行わなければ平成 30 年に取得した単位が消滅する）

【留意事項】

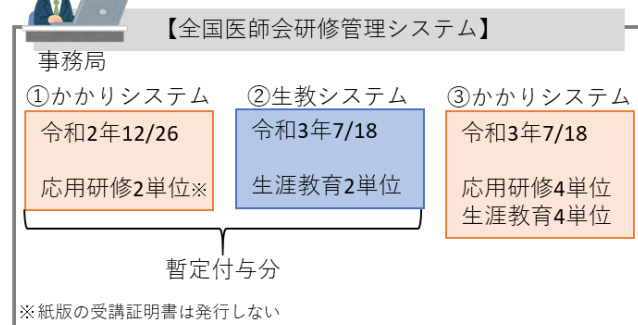
- ・ 修了申請を行う際は、従来より、「基本研修（日医生涯教育認定証の取得）」、「応用研修（規定の座学研修を10単位以上取得）」、「実地研修（規定の活動を2つ以上実施）」の要件を満たす必要があることに変更はなく、本特例措置は応用研修単位のみ暫定的に付与することを可能とするものであること。
- ・ 特例措置を適用する医師は、令和3年12月31日までに暫定的に付与した単位に相当する応用研修会（「関連する他の研修会」を除く）を受講する。
- ・ 期日までに応用研修会を受講できなかった場合、暫定的に付与した単位は無効とし、発行した証書についても無効となる。
- ・ 暫定的に単位を付与する際は、全国医師会研修管理システムへの応用研修単位入力を行わずに証書を発行し、応用研修単位入力および修了申請書データ入力は、令和3年中に特例措置として暫定的に付与した単位をすべて取得した後に入力する。
- ・ 暫定的に付与した単位に相当する応用研修会を受講した際の全国医師会研修管理システムへの単位入力については、「応用研修単位」と「日医生涯教育制度のCC・単位」は別々に入力する（研修会を2つに分ける）こととし、応用研修単位については、実際の受講日ではなく令和2年12月26日（土）に受講したこととして入力し、日医生涯教育制度のCC・単位については実際の受講日を入力する。

(例)

平成30年に「応用研修会」を受講し6単位取得、令和元年度に「地域包括診療加算等にかかるかかりつけ医研修会」を受講し2単位取得。
令和2年に応用研修会で2単位取得すれば計10単位で修了申請を行うことができたが、新型コロナウイルスの影響で研修が受講できなかった。



上記の場合の研修管理システムでの単位入力方法



上記①～③の単位入力が必要

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、本制度に対するご理解とご協力をお願いいたします。